

伊達市内の事業者の皆さまへ

伊達市エネルギー価格高騰対策
店舗等維持費支援金

申請の手引き

令和5年(2023年)9月25日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会

(伊達商工会議所内)

■ 伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金の詳細

1. 目的

店舗等を構えて事業活動を行っている市内事業者に対し、エネルギー価格高騰の影響を緩和するため、支援金を給付し、事業の継続を支援することを目的としています。

2. 対象事業者

本支援金の対象事業者は、次の要件の全てを満たす方とします。

- (1) 令和5年9月1日以前から、伊達市内において店舗等を構えて(専ら個人の住宅の用に供する家屋の一部を使用している場合を除く。)事業を開始しており、今後も継続して事業を行う事業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)に定める中小企業者、小規模企業者又は個人事業者)であること。
- (2) 農林漁業を営む事業者ではないこと。
- (3) 伊達市が実施する社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付事業の交付対象事業者ではないこと。
- (4) 伊達市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 15 年条例第 27 号)に定める公の施設の指定管理者ではないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)ではないこと、又は暴力団等と関係を有する者ではないこと。
- (7) 第1号から第6号に掲げる者のほか、支援金の目的に照らして適当でないとして実行委員会が判断する者。

3. 支援金の額

区分			支援金
公衆浴場	浴場面積	500㎡超	20万円
		500㎡以下	10万円
普通洗濯業	一般クリーニング所	中小企業者	20万円
		小規模企業者	13万円
		個人事業者	7万円
その他		中小企業者	10万円
		小規模企業者	5万円
		個人事業者	
		加算額(その他) ※1、※2 市内に2店舗以上ある場合：5万円	

※1 加算額はその他の区分で申請する事業者のみ適用となります。

※2 加算額（その他）は、下記の①と②の条件を満たす場合に対象となります。

なお、加算額の上限額は5万円です。（3店舗以上あっても加算額は5万円です。）

① 市内に2店舗以上を有し、かつ、営業を継続していること。

② 各店舗に常時使用する従業員がいること。（常時使用する従業員がいない店舗等は含まれません。）

4. 受付期間

令和5年10月10日(火)～令和5年12月25日(月)まで

5. 申請方法

持参又は郵送 ※郵送の場合、令和5年12月25日(月)消印有効

6. 持参又は郵送先

〒052-0015 伊達市旭町24番地

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局(伊達商工会議所内)

7. 申請書配布窓口

(1) 伊達商工会議所(伊達市旭町24番地)

(2) 伊達市経済環境部商工観光課(伊達市役所第2庁舎2階)

(3) 伊達市大滝総合支所(伊達市大滝区本町85番地)

※申請書類は以下のホームページからダウンロードできます。(専用バナーあり。)

伊達商工会議所ホームページ：<https://www.date-cci.or.jp>

8. 問い合わせ先

伊達商工会議所 電話:0142-23-2222

※対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで、平日のみの対応

9. 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められる場合は支援金を順次給付いたします。

10. 審査結果の通知

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金交付決定通知書を発送いたします。また、審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書を発送いたします。

11. その他

本支援金給付の決定後、虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、実行委員会が交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、申請者は、本支援金を返還しなければなりません。

■ 伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金の申請に必要な書類

申請にあたり、伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金申請書・宣誓同意書の他に、以下の証拠書類等の提出が必要となります。

但し、伊達商工会議所、又は壮瞥町商工会の会員であるなど、一定の条件を満たせば全ての証拠書類の提出を省略することができます。

● 全業種共通

【個人の場合】

※伊達商工会議所、又は壮瞥町商工会と継続支援関係にあれば、下記書類(2)(3)(4)の提出を省略することができます。

※継続支援関係とは、伊達商工会議所会員(特別会員を含む。)、又は壮瞥町商工会会員のことをいいます。

(1) 振込先口座がわかる通帳などの写し(表紙と通帳を見開いた1、2ページ)

※継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と同じ口座に振込を希望する場合は、提出を省略することができます。

(2) 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し

※住民票及び各種健康保険証の写しでも可

(3) 直近の所得税確定申告書の第一表の写し

① 青色申告の場合

所得税青色決算書の写し(1, 2 ページ)

② 白色申告の場合

収支内訳書の写し(表裏の両面)

※收受印、受信通知、税理士印(または税理士の署名)のいずれかのあるもの。これらが無い場合は、税務署が発行する「納税証明書(その2所得金額用)」「(事業所得金額の記載のあるもの)」を添付してください。

※一度も決算期を迎えていない場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※合理的な事由により提出できない場合は市民税・道民税申告書の写し

(4) 帳簿等の写し(申請書を提出する直近の月の営業実態が分かる帳簿等の写し)

※その他、上記以外で実行委員会が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【法人の場合】

※伊達商工会議所、又は壮瞥町商工会と継続支援関係にあれば、下記書類(2)(3)(4)(5)の**提出を省略**することができます。

※継続支援関係とは、伊達商工会議所会員(特別会員を含む)、又は壮瞥町商工会会員のことをいいます。

(1) 振込先口座がわかる通帳などの写し(表紙と通帳を見開いた1、2ページ)

※継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と同じ口座に振込を希望する場合は、**提出を省略**することができます。

(2) 履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内に発行されたもの)

(3) 直近の法人税確定申告書別表一および法人事業概況説明書(表裏の両面)の写し

※收受印、受信通知、税理士印(または税理士の署名)のいずれかのあるもの。これらが無い場合は、税務署が発行する「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を添付してください。

※一度も決算期を迎えていない場合は法人設立届出書の写し

(4) 市内に事業所があることのわかる書類(市外に本社本店がある場合のみ必要)

※事業所の写真(チラシやホームページの写しでも可)等、営業活動を行っていることがわかるもの。

(5) 帳簿等の写し(申請書を提出する直近の月の営業実態が分かる帳簿等の写し)

(6) 従業員名簿等の写し(中小企業者に該当する場合のみ必要)

※継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と区分に変更がない場合は、**提出を省略**することができます。

※その他、上記以外で実行委員会が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

● 公衆浴場

【個人・法人共通】

浴場面積(一般公衆浴場分)が確認できる書類の写し

※継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と区分に変更がない場合は、**提出を省略**することができます。

● 加算額

加算額を申請する場合は申請書類の他、下記の書類も必要となります。

【その他事業】

市内に2店舗以上あることが確認できる書類

※実在する事業所等の写真及び帳簿書類等(チラシやホームページの写しでも可)、営業活動の実態がわかるもの

※継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と実態に変更がない場合は、**提出を省略**することができます。